

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和6年2月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業						
1	島根県知事許可 (般 02) 第9855号	(有) 木村サッシ・シャッター	木村 彰一	松江市新雑賀町6-20	許可を受ける全ての建設業	令和6年2月5日
2	島根県知事許可 (般 02) 第7817号	(有) 岡産建設	岡本 真人	浜田市旭町今市4 1 2 - 2	許可を受ける全ての建設業	令和6年2月6日
3	島根県知事許可 (般 04) 第4451号	(有) 吉村工務店	吉村 勝則	益田市匹見町澄川イ 2 2 5 1 - 2	許可を受ける全ての建設業	令和6年2月14日
一部廃業						
1	島根県知事許可 (般 04) 第6771号	倉橋工務店	倉橋 勝二	邑智郡美郷町惣森1 8 3	土、と	令和6年2月13日
2	島根県知事許可 (般 04) 第5280号	(有) 三共ブロック工業	三浦 智	益田市中垣内町1 1 1 6 - 7	園	令和6年2月22日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」カラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業